

議長サマリー（仮訳）

1. 109か国、2つの国際機関及び国連機関、6つの非政府組織からの代表団は、EUのイニシアティブにより、国連軍縮局の支援を得て、セルジオ・マルキージョ教授議長の下で、ニューヨークの国連本部において2015年7月27日から31日にかけて開催された「宇宙活動のための国際行動規範に関する多国間交渉」会合に登録し、参加した。参加者からの意見に基づき、会合の初めに作業計画は実質的内容とプロセスの双方の事項を交渉ではない形で取り扱うべく修正された。
2. 会合の終わりに、議長は、実質的内容とプロセスに関する事項について述べられた意見に対する自らの理解を反映した以下の事実に関するサマリー（要約）を自らの権限で提示した。
3. 参加者は、案文交渉ではなく、キエフ（2013年5月）、バンコク（2013年11月）及びルクセンブルク（2014年5月）で開催された3回のオープンエンド協議で議論されたように、EUによって配布された2015年5月付けの行動規範案に含まれている事項を含め、あり得べき宇宙活動のための行動規範に関する内容の議論を行った。
4. その際、彼らは、目的、対象とする範囲（スコープ）及び、一般原則、安全、セキュリティ及び、持続可能性、協力メカニズム並びに組織的事項等の行動規範に関する主要事項について議論した。参加者は、行動規範の交渉のためのプロセスについても議論した。
5. 議長は、会合が建設的な雰囲気の中で行われ、実質的・手続的な事項に関する活発な議論や参加者から提出された詳細な書面による提案から利益を得るところがあったと評価した。
6. 参加者は、行動規範が、透明性・信頼醸成措置（TCBM）を通じて宇宙活動の安全、セキュリティ、持続可能性を促進し、その結果、継続的な宇宙の平和利用を保障し、宇宙空間が紛争領域となることを防止することに資するという価値に留意した。行動規範は、宇宙空間における責任ある行動のための規範をもたらすものであるべきである。行動規範は、自発的参加を求めるものであり、法的拘束力を求めるべきではない。

7. 参加者は、規範の包括的なスコープを議論し、国連軍縮機関の枠組み内で検討中の軍備管理の問題を取り扱うべきでないことを考慮した。参加者は、宇宙活動及び宇宙デブリに関する措置について様々な意見を述べた。この文脈において、自衛権が如何に適用され得るかということについて意見の相違があった。

8. 多くの参加者は、行動規範に協力のための適切な方策を組み込み、同規範へのできる限り広範な支持を確保するための重要なインセンティブを提供し得る、知識や技術の交換を促進することの重要性を強調した。宇宙活動の安全・セキュリティ・持続可能性を確保するための措置は、国家、特に宇宙利用新興国が、宇宙にアクセスし、利用し、探査することを妨げるべきではないことが強調された。

9. 参加者は、信頼と相互理解を増進し、宇宙活動の透明性を高めるための協力の方策について議論した。参加者は、協議や情報共有のための方策に関する様々な意見も述べた。

10. 多くの参加者は、行動規範の交渉は開放的、包摂的、参加型、透明かつ非差別的な方法で行われ、全ての関心国に参加が認められ、経済発展のレベルにかかわらず全ての国の意見を考慮すべきことを強調した。多くの参加者は、規範の交渉は国連によるマンデートに基づき、コンセンサスによるもののみが追求され得るとの見解であった。

11. また、行動規範を交渉するマンデートは、宇宙活動における透明性・信頼醸成措置に関する政府専門家会合報告書（A／68／189）を歓迎する国連総会決議69／38に含まれているという意見も、表明された。

12. 多くの参加者が、EUによって配布された、2015年5月付の行動規範案への支持を表明し、この案が交渉のたたき台になるべきとの見解であった。また、そのような交渉に関連する他の提案も行われた。

13. 交渉を行う場（フォーラム）について様々な選択肢が議論された。

14. 多くの参加者は、ジュネーブ軍縮会議（CD）の文書が、民生活動に関する規定も含んできたことから、行動規範の交渉の場となり得ることに言及した。いくつかの参加者は、CDでは法的拘束力がある条約の交渉が優先されていること、宇宙空間における軍備競争の予防への対処に関心が集中しているこ

と、こう着状態が継続していること、及び加盟国が限定されていることを含む、C Dの制約にも言及した。

15. 多くの参加者は、国連宇宙空間平和利用委員会（C O P U O S）が、科学的、技術的かつ法的な専門的知見を有していること、また、ほぼ全ての宇宙利用国が参加していることから、行動規範を交渉する適切な場となり得るとの見解であった。また、多くの参加者は、宇宙の民生利用に関心が集中していることや、参加国が限定されていることを含む、C O P U O Sの制約にも言及した。

16. 多くの参加者は、国連総会の普遍的なメンバーシップと分野横断的で多数の委員会にまたがる性質を有するすべての事項を取り扱う権能に言及し、国連総会が行動規範を交渉する最も適切な場となり得るとの見解であった。オープンエンドの作業部会を、それぞれの場所で得られる専門的知見を活用するために、ウィーン、ジュネーブ及びニューヨークの間で交替で開催することが提案された。

17. いくつかの参加者は、行動規範の交渉は、国連の承認（エンドース）を得て、特別（アドホック）な外交プロセスを通じて追求され得るとの見解であった。また、問題意識を共有する関心国のグループが、他の関心国に開放された形で、行動規範を完成させるための交渉を継続することもあり得るという意見も述べられた。

18. 今次会合での議論と開放性、透明性、普遍性、包摂性の原則に付与されている重要性に鑑みれば、最も支持が得られている方法は、国連総会のマンデートを通じて国連の枠組みの中での交渉を追求することであろうというのが、議長の評価であった。